

特定非営利活動法人 南伊予まちづくりネットワーク定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 南伊予まちづくりネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県伊予市上三谷甲 1884 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、南伊予地区の住民に対して、地域交通の確保、高齢者・子ども・障がい者等の生活支援、地域資源の活用、交流促進、環境保全等の事業を、住民はじめ関係者がまちづくりの主体として取り組み、南伊予地区をより豊かな地域の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツ振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動
- (11) 経済活動の活性化を図る活動
- (12) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利事業に係る事業
 - ① 地域交通の確保及び移動支援事業
 - ② 高齢者・子ども・障がい者等の生活支援及び交流事業
 - ③ 環境保全事業
 - ④ その他目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ① 農産物生産、加工、販売事業
 - ② 暮らしの支え合い事業
 - ③ 食堂等の運営事業
 - ④ 行政等からの委託事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以下

- (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎

事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更しようとする場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 総会及び理事会に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第29条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については電子公告(内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄))に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	武 智 稔
理事	小 笠 原 幸 男
同	森 川 建 司
同	横 田 弘 美
同	和 田 豊 茂
同	仙 波 靖
同	早 田 里 香
同	村 上 忍
監事	金 澤 功

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 0円
正会員会費(1口) 3000円(1年間分)
- (2) 賛助会員入会金 0円
賛助会員会費(1口) 2000円(1年間分)

役 員 名 簿

(南伊予まちづくりネットワーク)

役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	武智 稔		無
理事	小笠原 幸男		無
理事	森川 建司		無
理事	横田 弘美		無
理事	和田 豊茂		無
理事	仙波 靖		無
理事	早田 里香		無
理事	村上 忍		無
監事	金澤 功		無

特定非営利活動法人 南伊予まちづくりネットワーク 設立趣旨書

南伊予地域では、少子高齢化や公共交通の不便さ、地域拠点の空洞化など、住民の生活に密着した困りごとが顕在化しています。私たちはこれまで、南伊予を活性化する会を立ち上げ、南伊予駅開業記念事業(3周年、5周年)、盆踊り夕涼み会、大谷川あじさい植樹などを通じて、地域の絆を育む活動を継続してきました。

しかし、伊予幼稚園の閉園に象徴されるように、地域の交流拠点が失われつつある中で、子どもから高齢者までが安心して暮らせる仕組みづくりが急務となっています。特に、コミュニティバスの停留所まで移動できない高齢者や、学童保育に入れないう小学生の居場所づくり、部活動の地域移行に伴う移動の問題など、行政だけでは対応しきれない課題が山積しています。

そこで私たちは、これまでの活動を母体として、地域の困りごとを持続的に解決するために、特定非営利活動法人「南伊予まちづくりネットワーク」を設立し、事業収入、会費収入、寄附、国や県などの助成金・委託金等を活用して、持続可能でより豊かな南伊予のまちづくりに取り組むこととしました。

本法人設立後は、地域交通支援(デマンド移送サービス)を皮切りに、空き施設を活用した多世代交流拠点の整備、遊休地の農業活用、地域食堂等の運営、お困りごとの支援サービスなど、住民が主体となって支え合う仕組みを構築してまいります。

ここに設立の趣旨を明らかにし、地域住民はじめ広く関係者のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年12月5日

特定非営利活動法人 南伊予まちづくりネットワーク

設立発起人代表 武智稔

令和7年度事業計画書
(法人成立の日から令和8年3月31日まで)

特定非営利活動法人南伊予まちづくりネットワーク

1 事業実施の方針

南伊予地区の住民に対して、地域交通の確保、高齢者・子ども・障がい者等の生活支援、地域資源の活用、交流促進、環境保全等の事業を、住民はじめ関係者がまちづくりの主体として取り組み、南伊予地区をより豊かな地域にする。設立初年度は、その実現のため、まず、デマンド移送サービスの実証実験を行うとともに、法人格の取得、広報活動の実施(ホームページの立ち上げやチラシ等の作成配布)組織基盤の整備(会員募集、会計事務体制の確立等)に注力する。1月には、くらし支え合い事業を、3月には農産物の生産の準備を始める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
地域交通の確保及び移動支援事業	南伊予地域でコミュニティバスを利用できず、病院や買い物に行けてない老人を主体にデマンド移送サービスを行う事業	2月	南伊予地域から伊予市内	10	コミュニティバスを利用できない高齢者等 30名	268
高齢者・子ども・障がい者等の生活支援及び交流事業	伊予幼稚園跡地を活用して高齢者と学童保育に入れない児童等との交流を図る事業	令和8年度下半期	伊予幼稚園跡地	10	学童に入れない児童と高齢者 50名	10
環境保全事業	風光明媚な南伊予の環境を保全して、地域への誇りをさらに深める事業	令和8年	南伊予全域	10	地域住民	0

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者の 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
農産物の生 産・加工・販 売	耕作放棄地等の豊かな 農地を利用した野菜を 作り販売、収益化して 地域交通の運営に寄与 する事業	3月	借上農地	8名	101.8
くらしの支え 合い事業	高齢者等のお困りごと を地域の住民が解決 し、南伊予地域をより 豊かにする事業	1～3月	お困りごと のある方の 家等	24名	65.4
食堂などの運 営事業	南伊予地域には、居酒 屋や食堂がない。集ま れる場所作りで地域を 豊かにする事業、	令和10年度	南伊予の真 ん中あたり	2名	0
行政等からの 委託事業	将来的に、行政等から 委託を受けることによ り収益を生み出し、地 域交通の運営を充実さ せる事業	令和11年度	未定	2名	0

令和7年度 活動予算書
(法人成立の日から 令和8年3月31日まで)

特定非営利活動法南伊予まちづくりネットワーク
(単位: 円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	100,000		100,000
賛助会員受取会費	40,000		40,000
			0
2 受取寄附金			
受取寄附金	50,000		50,000
			0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4 事業収益			
①地域交通の確保及び移動支援事業収益	90,000		90,000
②高齢者・子ども・障がい者等の生活支援事業収益	0		0
③農産物の生産・加工・販売事業		0	0
④くらしの支え合い事業		0	0
5 その他の収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
			0
経常収益計	280,000	0	280,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	210,000	67,200	277,200
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
			0
人件費計	210,000	67,200	277,200
(2)その他経費			
会議費	10,000		10,000
旅費交通費	10,000		10,000
施設等評価費用	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
燃料費	18,000	10000	28,000
保険料	20,000		20,000
種代		50,000	50,000
肥料代		30,000	30,000
備品購入費	10,000	10,000	20,000
その他経費計	68,000	100,000	168,000
事業費計	278,000	167,200	445,200

2	管理費			
(1)	人件費			
	役員報酬	0		0
	給料手当	252,000		252,000
	法定福利費	0		0
	退職給付費用	0		0
	福利厚生費	0		0
	人件費計	252,000	0	252,000
(2)	その他経費			
	会議費	10,000		10,000
	旅費交通費	10,000		10,000
	通信運搬費	10,000		10,000
	広告料	150,000		150,000
	その他経費計	180,000	0	180,000
	管理費計	432,000	0	432,000
	経常費用計	710,000	167,200	877,200
	当期経常増減額	-430,000	-167,200	-597,200
III	経常外収益			0
1	固定資産売却益			0
	経常外収益計	0	0	0
IV	経常外費用			0
1	過年度損益修正損			0
	経常外費用計	0	0	0
	経理区分振替額			0
	当期正味財産増減額	-430,000	-167,200	-597,200
	設立時正味財産額	400,000		400,000
	次期繰越正味財産額	-30,000	-167,200	-197,200

令和8年度事業計画書
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法人南伊予まちづくりネットワーク

1 事業実施の方針

南伊予地区の住民に対して、地域交通の確保、高齢者・子ども・障がい者等の生活支援、地域資源活用、交流促進、環境保全等の事業を、住民はじめ関係者がまちづくりの主体として取り組み、南伊予地区をより豊かな地域にする。設立2年目は、初年度の実証実験の成果をいかし、本格運行に移行する。また、高齢者と学童の交流施設の確保に、市と調整しながら実現していく。あわせて、農産物の生産、くらしの支え合い事業も通年実施し、豊かな南伊予としたい。会員を増やし、寄付金も集めていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
地域交通の確保及び移動支援事業	南伊予地域でコミュニティバスを利用できず、病院や買い物に行けてない老人を主体にデマンド移送サービスを行う事業	通年	南伊予地域から伊予市内	10	コミュニティバスを利用できない高齢者等 30名	1672
高齢者・子ども・障がい者等の生活支援及び交流事業	伊予幼稚園跡地を活用して高齢者と学童保育に入れない児童等との交流を図る事業	令和8年度下半期	伊予幼稚園跡地	10	学童に入れない児童と高齢者 50名	100
環境保全事業	風光明媚な南伊予の環境を保全して、地域への誇りをさらに深める事業	令和8年	南伊予全域	10	地域住民	0

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者の 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
農産物の生 産・加工・販 売	耕作放棄地等の豊かな 農地を利用した野菜を 作り販売、収益化して 地域交通の運営に寄与 する事業	通年	借上農地	96名	429
くらしの支え 合い事業	高齢者等のお困りごと を地域の匠が解決し、 より豊かにする事業	通年	お困りごと のある方の 家等	68名	207
食堂などの運 営事業	南伊予地域には、居酒 屋や食堂がない。集ま れる場所作りで地域を 豊かにする事業、	令和10年度	南伊予の真 ん中あたり	2名	0
行政等からの 委託事業	将来的に、行政等から 委託を受けることによ り収益を生み出し、地 域交通の運営を充実さ せる事業	令和11年度	未定	2名	0

令和8年度 活動予算書
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法南伊予まちづくりネットワーク
(単位：円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	350,000		350,000
賛助会員受取会費	200,000		200,000
			0
2 受取寄附金			
受取寄附金	200,000		200,000
			0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000		500,000
4 事業収益			
①地域交通の確保及び移動支援事業収益	1,080,000		1,080,000
②高齢者・子ども・障がい者等の生活支援	0		0
③農産物の生産・加工・販売事業		200,000	200,000
④くらしの支え合い事業		500,000	500,000
5 その他の収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
			0
経常収益計	2,330,000	700,000	3,030,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	1,512,000	416,000	1,928,000
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
			0
人件費計	1,512,000	416,000	1,928,000
(2)その他経費			
会議費	40,000		40,000
旅費交通費	40,000		40,000
施設等評価費用	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
燃料費	90,000	60,000	150,000
保険料	80,000		80,000
種代		100,000	100,000
肥料代		50,000	50,000
備品購入費	10,000	10,000	20,000
その他経費計	260,000	220,000	480,000
事業費計	1,772,000	636,000	2,408,000

2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	201,600		201,600
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	201,600	0	201,600
(2)その他経費			
会議費	10,000		10,000
旅費交通費	10,000		10,000
通信運搬費	10,000		10,000
広告料	150,000		150,000
その他経費計	180,000	0	180,000
管理費計	381,600	0	381,600
経常費用計	2,153,600	636,000	2,789,600
当期経常増減額	176,400	64,000	240,400
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益			0
			0
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損			0
			0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額			0
当期正味財産増減額	176,400	64,000	240,400
前期繰越正味財産額	-30,000	-167,200	-197,200
次期繰越正味財産額	146,400	-103,200	43,200